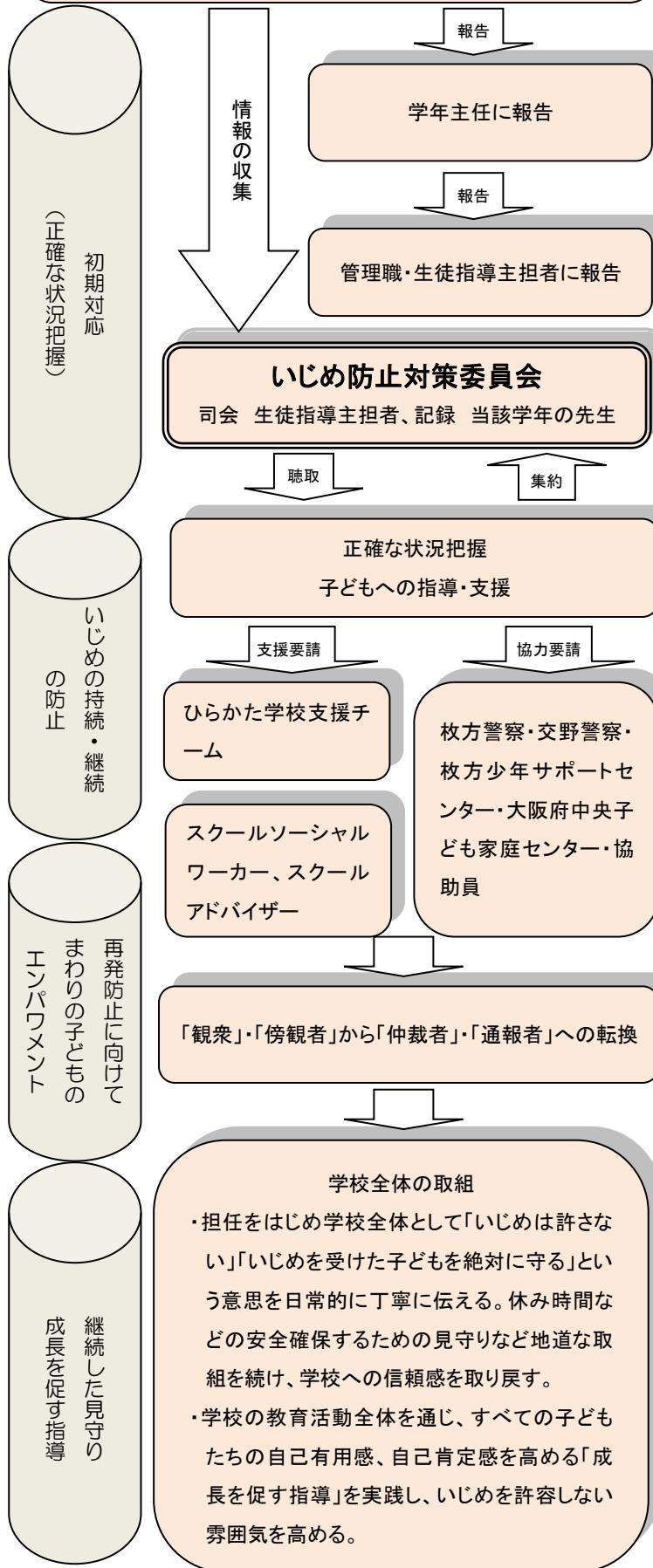


津田小 いじめ対応マニュアル

- ✓ いじめが疑われるような状況に気づいたとき
- ✓ まわりの子どもが、いじめの存在を教えてくれたとき
- ✓ いじめられていると本人が訴えてきたとき



- 積極的な認知（裏面に詳細）
 - ・いじめの定義に基づき、いじめを受けた子どもの心情に寄り添う。
- 一人で抱え込まない（裏面に詳細）
 - ・学年主任や生徒指導担当者に報告する。
- 管理職への報告
 - ・学年主任や生徒指導担当者は管理職と生徒指導（主担当者・主事）に報告する。
- 組織的な対応
 - ・学校いじめ防止基本方針に則り、「いじめ防止対策委員会」が中心となって対応の検討や役割分担をする。
- いじめを受けた子どもに対して
 - ・安全を確保するとともに、必ず複数名で状況や心情を聞き取るとともに記録し、子どもの状態に合わせた継続的な心のケアを行う。
- いじめを行った子どもに対して
 - ・単に厳しく指導するのではなく、子どもの人格の成長のためにも、必ず複数名で状況や心情を聞き取るとともに記録し、教育的配慮のもと、内面に迫る指導を丁寧に行い、継続的に再発防止に向けた適切な指導及び支援を行う。
- 必要に応じて支援要請・協力要請
 - ・「ひらかた学校支援チーム」等の支援要請や警察等の関係機関に協力要請をする。
- まわりの子どもに対して
 - ・「観衆」や「傍観者」であっても、自分の問題として捉えさせ、それらの行為はいじめに加担する行為であることを丁寧に理解させる。
 - ・「仲裁者」や「通報者」になるよう丁寧に指導する。
- いじめ解消について
 - ・いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3ヶ月）止んでいる
 - ・いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないかどうか面談等で確認する

※上記2つの要件が満たされ「解消している」状態に至った場合でも、継続して見守る。